

発議第2号

多可町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり多可町議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出する。

令和3年3月26日提出

提出者 多可町議会
議会運営委員長 日原 茂樹

多可町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成26年多可町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 議員の出産。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は同条第2項（ただし書を除く。）に規定する産前産後の期間の範囲内とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(適用除外)</p> <p>第5条 次に掲げる事由により議会活動等を引き続き長期間休止したときは、前2条の規定は適用しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第5条 次に掲げる事由により議会活動等を引き続き長期間休止したときは、前2条の規定は適用しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>議員の出産。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は同条第2項（ただし書を除く。）に規定する産前産後の期間の範囲内とする。</u></p> <p>(3) (略)</p>